

平成27年度当初予算 予算要求シート

事業区分： 重点 マスタープラン： 3つの挑戦 / 施策番号 1-6 局・課名： 市民人権局 消費生活センター

事業名	消費者対策事業	事業費(千円)	平成25年度決算額	平成26年度予算額	平成27年度要求額
			66,023	73,168	73,267
事業概要	【目的】	債務負担行為	期間		要求額(千円)
	消費者と事業者の間には、情報の質・量・交渉力等の格差が存在し、消費者被害、消費者問題が複雑・多様化して発生している。本市では、平成22年4月施行の堺市消費生活条例に基づいて平成23年3月に堺市消費者基本計画を策定し、23年度から27年度までに推進する総合的、計画的な消費者施策、今後取り組むべき施策の方向と内容を定めている。この計画の推進により、消費者の権利の尊重、消費者の自立支援を実現するために必要な施策を実施し、市民の消費生活の安定および向上を図ることを目的としている。		H ~ H		
	【内容】	主な要求内容 (単位:千円)			
	本市の消費者施策を総合的、計画的に推進するため、堺市消費者基本計画に基づき、以下の事業を実施する。	項目	26年度予算	27年度要求額	内容・積算等
	・消費生活相談事業 (専門相談員の配置、相談員スキルアップ研修、相談業務用専門図書購入、弁護士等の専門家の知見見識の習得)	消費生活相談事業	34,939	34,654	相談員報酬等 33,860、研修旅費等 794
	・消費者教育・啓発事業 (市内中学生への啓発、小中教員向け研修、大学生向け啓発、市民向け講座等の開催、啓発物配布等)	消費者教育・啓発事業	6,372	8,642	講師謝礼等 1,441、消耗品4,913、印刷製本費 1,624、会場借上等664
	・消費生活審議会及び苦情処理委員会の運営	消費生活審議会及び苦情処理委員会の運営	694	838	審議会、苦情処理委員会関係
	・業者指導・立入検査の実施	業者指導・立入検査の実施	2,941	3,050	囑託報酬等
	【今年度要求のポイント】	訴訟資金貸付	300	300	
	現行の消費者基本計画(①消費者の権利の尊重②消費者の自立の支援等③消費者被害の救済)の推進のための施策を実施するにあたり、人的財政的資源の集中と選択を行う。市内中学生への啓発、市民向けの連続講座の開催、注意喚起につながる啓発パンフなどの配布・配架の拡充による積極的な教育啓発、消費者被害や問題の対処法、センターのPRも含めた幅広い情報発信、悪質な事業者への指導等を行い、被害の救済を行う。また、28年度から32年度までの次期消費者基本計画については、消費者をとり巻く社会情勢の変化や消費者教育推進法の施行などを踏まえ、今年度市内で実施した市民意識調査を参考に、27年度に策定する。	その他	27,922	25,783	建物借上等
	合計	73,168	73,267		
	スケジュール(経過及び今後展開)				
	【経過(～26年度)】	【27年度】	【今後予定(28年度～)】		
	消費者基本計画に基づいた施策を効果的に実施。次期基本計画策定に向けて市民意識調査を実施。	消費者基本計画に基づいた施策を効果的に実施。第2期消費者基本計画を策定。	第2期消費者基本計画に基づき施策を実施。		
	その他 特記事項				
	みんなの審査会対象外 関連事業:				

整理番号 : 07 - 2 - 0080